

令和6年度オープンイノベーション推進事業運営業務委託 業務仕様書

1 目的

本事業では、県内におけるイノベーションを促進し、三重県経済の持続的な発展につなげるために、先進的な技術・ノウハウを持つスタートアップとの連携に向けた県内事業者の機運を広く醸成するとともに、県内事業者による他社との事業共創への具体的な取組を促進することによって、令和4年度に着手し動き出した三重県におけるオープンイノベーションの流れを定着・加速させることをめざす。

本業務委託は、本事業を事務局として運営する業務を委託するものである。

2 業務名称

令和6年度オープンイノベーション推進事業運営業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）

4 業務概要

(1) 業務内容

受託者は、三重県（以下「委託者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに本件の業務を行うとともに、実績報告書を作成し納入しなければならない。

ア 事業の全体調整

- ・事業目的の達成に向けて、事業プログラムや年間スケジュールの作成、業務全般の進捗管理

イ 本事業に参加して新たなビジネスの創出や地域課題解決等に取り組む県内事業者（以下「ホスト企業」という。）の公募・選定

- ・ホスト企業を募集するにあたっての募集要件の作成等
- ・ホスト企業の応募促進及び県内事業者を対象としたオープンイノベーションの機運醸成等のためのセミナーやワークショップ等の開催（2回以上）

なお、セミナーに関しては、30-50名程度、ワークショップに関しては20-30名を目標として集客することとする。いずれも公共交通機関によりアクセス可能な会場で開催することとし、具体的な日時については契約締結後、県と受託者が協議して決定する。

- ・応募者のなかからホスト企業を選定（4者程度）するにあたっての外部（県・受託者以外の）審査委員による審査やヒアリング等の実施

ウ ホスト企業の提案内容の作成支援

- ・イにより選定されたホスト企業に対して、ホスト企業の経営状況を踏まえたうえで今後取り組むべき事業領域・課題のヒアリング（オンラインを含む）を実施。
- ・ホスト企業のニーズに応じたパートナー企業（※）を募集するにあたり、設定する事業領域や内容（ホスト企業が提供するリソース、求める提案等）の作成を支

援するとともに、メンタリング等を通じて内容のブラッシュアップを実施。

(週次等でのミーティングを設定するなど、パートナー企業を募集するための事業領域や内容を定められるよう定期的にサポートを実施)

※パートナー企業

ホスト企業に対して、ビジネスプランを提案し、マッチングの相手方となる事業者。

エ パートナー企業の公募・選定

- ・ウにより作成した条件や内容に基づき、ホスト企業が取り組む事業領域・課題等を発信する説明会の開催やHP等を作成するなどし、パートナー企業を県内外から効果的な手段により公募する。
- ・応募者の中からパートナー企業を選定（ホスト企業1者に対し、原則パートナー企業1者）するにあたっての審査やヒアリング等の実施
- ・Webサイトを構築するにあたり、ドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン（pref.mie.lg.jp）を使用すること。ただし、既存のWebサイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。
- ・三重県ドメインでないWebサイトを廃止する際には、あらかじめ廃止する際に、運用停止に関する案内を行うこととし、情報発信終了後も、運用停止に関する案内を継続すること。また、運用停止後も、一定期間ドメインを保持すること。

オ 伴走支援

- ・ホスト企業とパートナー企業が、エの提案内容を基にビジネスプラン等を確立するための協議の場の設定や協議への参加によるアドバイス、今後の共創を円滑に進めるために必要な支援等の実施。

カ 進捗報告会の企画・運営

- ・上記オでホスト企業とパートナー企業が連携して取り組んだ進捗状況を発表する進捗報告会の企画、開催及び運営

なお、進捗報告会の集客は50-100名程度を目標とし、公共交通機関によりアクセス可能な会場で開催することとする。具体的な日時については契約締結後、県と受託者が協議して決定する。

キ 事業の実施体制の確保

- ・委託期間のすべての期間において、円滑な事業の遂行のため、県との連絡調整や事業の進捗管理等を行う総括責任者や担当者の配置

(2) 全体のスケジュール（想定）

令和6年5月 受託者決定

7月 ホスト企業募集開始

8月～9月 機運醸成セミナー/ワークショップ

10月 ホスト企業決定

11月 取り組む事業領域及びブラッシュアップ

令和7年1月 パートナー企業募集開始

ホスト企業とパートナー企業とのマッチング、伴走支援

3月 進捗報告会、実績報告書の提出

(3) 全体の共通事項

- ・受託者は、本事業の趣旨・目的に資するために、本事業の業務、全体企画・管理業務、実績や成果（参加者数やその属性・分析、参加者の目的や感想、参加者・登壇者間での交流やマッチング等に関すること、登壇者や参加者・関係者等が本事業を契機として新たな行動を起こしたなど）の把握業務について、必要な知見を有する人員を不足なく配置し、受託者の責任において監督や指示のもとこれを進めること。
- ・受託者は、本事業の運営等に関しセミナーやワークショップ等の講師等を招聘するほか、必要な設備・備品・消耗品を手配・調達・設置し、適切な運営に努めること。
- ・受託者は、本事業の開催日ごとに誘客・広報PRを実施するほか、必要なマーケティング等を実施するなど、本事業のプロモーションに努めること。

(4) 完成報告書等の成果品作成と納入

受注者は、上記（3）による事業全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真等の記録を含む）、参加者名簿、アンケート結果、本事業を踏まえた今後の展開に関する所見、その他委託者が指示したものを報告書として作成し、これを委託者に納入すること。納入は履行期限までに行うこととし、納入する部数は下記のとおりとする。

【納入品】

- ・報告書（紙媒体）：1部
- ・電子データ：1部（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

る。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応すること。
- (9) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班

Tel : 059-224-2227 FAX : 059-224-2078 E-mail : sougyo@pref.mie.lg.jp

担当 : 矢形、澤田